

えひめ発の地方創生実現に向けた提言 第3版 概要

項目		提言内容	
1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて			
(1) 地方創生の取組みを加速させるために			
1	地方分権改革に関する国への提案募集制度の対象拡大	募集の対象を自治体の事務に限定せず、国や民間が実施する事務についても、制度改正の余地のあるものについては、現に具体的な支障事例が無い場合も含めて、提案募集の対象とすること。	
2	地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援	・地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に必要な財源を確実に確保すること。 ・地方の創意工夫が活かされるよう、地方の声に耳を傾けるとともに、4月1日からの事業着手が可能となるよう、国における作業体制を構築すること。	
3	サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一	国内外のサイクリストが国内のサイクリングコースを安心して利用できる環境を整備するため、全国で整備が広がりつつあるブルーラインの規格を統一すること。	
新規	4	地方の創意工夫を生かした自転車関連施策の総合的な推進	・国における「自転車活用推進計画」の策定にあたっては、先行する本県の取組みを後押しするものとする。 ・地方の創意工夫による施策の更なる推進に向けて、予算の確保や規制の緩和などの必要な措置を講じること。
(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し			
5	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し	ローン完済によって実質的に所有権が使用者に移転していると認められるものについて、職権により登録変更の申請ができるよう制度改正を行うか、または、税法上のみなし規定により、当該滞納に係る自動車の差押え（公売を含む）が可能となるよう制度改正を行うこと。	
(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和			
新規	6	補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	・補助対象財産の財産処分における補助金返還要件を緩和すること。 ・法改正など新たに制度を設けるときは、既存の他の制度との整合性を十分に図りながら手続を進めること。
7	浄化槽市町村整備推進事業の要件緩和	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱における基数要件（10基以上）を緩和すること	
8	科学研究補助金の応募要件の緩和	補助対象となり得る研究を行っている学芸員が所属する博物館法上の登録博物館を研究機関に指定し、在籍する学芸員についても、研究代表者または共同研究者の対象となるよう応募要件を緩和すること。	
(4) 国主導で導入が進められている制度等への財源措置			
9	ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設及び医療提供体制推進事業費補助金制度の改善	・地方の財政負担が大きいドクターヘリの運航に係る財政措置を充実すること。 ・医療提供体制推進事業費補助金について、ドクターヘリ導入促進事業はもとより、その他の事業についても、補助基準額に応じた交付が確実になされるよう、法律補助とするなど、補助金制度の改善を図ること。 ・同補助金の多くの事業が地域医療介護総合確保基金に移行されたことから、同基金の配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。	
新規	10	マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築	・マイナンバー制度における情報連携の全体設計を徹底し、国開発機能の実用性の更なる向上に迅速かつ継続的に取り組むこと。 ・情報連携用データレイアウト等の全国共通仕様を変更する場合には、対応経費の地方への財政措置を講じること。
2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために			
(1) 産業力の強化と成長産業の育成			
11	指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ	「指定野菜価格安定対策事業」では、農協等への共同出荷割合が全国一律の要件（2/3又は1/2）となっているが、流通が多様化している現状を踏まえ、中山間地域や条件不利地域における小規模産地での共同出荷割合について、地域の実情に応じた低い割合を可能とすること。	
新規	12	炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出への支援	企業の参入支援の拡充及び人材養成の充実、炭素繊維等高機能素材の船舶素材、建築素材への適用拡大を行い、炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出支援を行うこと。
(2) にぎわいの創出による交流人口の拡大			
13	東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の地方への誘客促進	外国人観光客を広く全国に誘導し、地方経済の活性化に資するため、東京オリンピック・パラリンピック開催期間及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパス制度を導入すること。	
3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために			
(1) 産業力の強化と成長産業の育成			
14	地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置	地方が単独で行っている子ども医療費助成について、少子化対策として義務教育修了までの医療費助成を全国一律の制度として創設し、地方が負担する費用に対し、国が財源措置を行うこと。	
15	認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し	認定こども園では、3歳未満児の給食は原則自園で調理することが義務付けられているが、民間の給食サービスが充実してきていることから、義務付けるかどうかを各自自治体の裁量で判断できるよう緩和すること。	
(2) 子どもや親子に安心な環境の整備			
16	高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和	高等学校等就学支援金制度に係る支給期間（最大36月）や、履修単位数（上限74単位）について、長期療養などのやむを得ない事由等、個々の事情を斟酌した上で延長・拡大できるよう要件を緩和すること。	
17	学校施設長寿命化改修に係る支援制度の充実	学校施設の長寿命化改修事業において、対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、計画的な部分的改修を対象とするなど、財政規模の小さな団体でも対応できるようにすること。また、小・中学校のみでなく、高等学校も支援の対象とすること。	
18	公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ	実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること	
19	通級による指導の対象となる障がいの種類の見直し	知的障がいを通級による指導の対象に加えること。	

項目	提言内容
4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために	
(1) 安心できる環境の整備	
20 離島航路に係る対象航路の拡大	地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。
21 地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止	地方自治体が子どもや障がい者等に対して独自に医療費を助成した場合、市町村が運営している国民健康保険に対する国庫負担金等を減額調整する措置について、全国的に導入が進み標準的となっているものについては直ちに廃止すること。
22 届出による救急医療病床の設置	病床過剰地域において、救急医療に係る病床を新たに設置しようとする場合は、地域の実情に合わせ迅速に対応できるよう、都道府県知事への届出による設置を可能とすること。
23 在宅の重症心身障がい児（者）に係る支援体制基準の緩和	中山間地域など利用者が少ない地域でもサービスが提供できるよう、利用者の地域に出向いてサービスを行う巡回方式を実施する場合を考慮した報酬算定構造に改めること。
24 外国人介護人材の確保に関する各種制度等の要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・資格試験や養成施設における言語面での配慮をすること。 <ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士国家試験では英語等での受験を可能とすること ②介護福祉士養成施設については、英語等による授業を実施すること ③介護現場におけるコミュニケーション力を確保するための支援方策を検討すること ・外国人を受け入れる各種制度において要件を緩和すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①ミャンマーをはじめとする東南アジア各国など受入れ対象国を拡大すること。 ②技能実習及び在留資格における介護職種の追加にあたっては、語学等に係る要件緩和を検討するとともに、コミュニケーション支援や入国後の生活のサポート体制を整えること。
25 原発の円滑な廃炉に向けた各種措置	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な廃炉にはさまざまな分野の技術の集積が必要であることから、加圧水型原子炉に広く適用できる廃炉技術研究を伊方原発において実施すること。 ・原発の廃炉・解体等に伴い発生する廃棄物等の処分については、発生者責任という原則を基本に、原子力事業者が取り組みを進めることは当然であるが、安全性や必要性について、国民に対して十分な説明に努め、理解を深めていくなど、エネルギー政策を司る国として積極的に関与すること。 ・原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動することが必要となることから、原子力発電をエネルギー政策の柱としてきた国は、使用済燃料の保管、中間貯蔵、再処理、高レベル放射性廃棄物最終処分に対して、前面に立って取り組むとしているが、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。
26 複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合の当該許可については、主たる事務所を所管する都道府県を経由して、環境省（地方環境事務所）が行うこと。
27 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の拡充等	産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、都道府県・市が行う原状回復の費用の一部を負担する産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の拡充を図るとともに、環境省の廃棄物処理の代行も含めた積極的な支援を行うこと。
28 被災者生活再建支援制度の適用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じているため、適用対象とすること。 ・同じ災害で複数の市町にまたがる被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者も支援金の支給対象とすること。
29 国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し	長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果を発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。
30 災害時における災害情報の収集伝達システムの整備に係る財政措置の拡充	災害時における災害情報の住民への確実な伝達や収集、県・市町等関係機関間の緊急連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システムの整備に係る財政措置を拡充すること。
(2) 心豊かに暮らせる地域づくり	
31 空き家対策について ①空き家対策に関する税制改正	除却勧告等に従わず特定空家等を放置した場合は、固定資産税の重加算を行う等、更なる税制改正を行うこと。
②空き家等に対する応急措置	防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、迅速に必要な最小限度の応急安全措置が可能となるよう、全国の条例の実例を紹介するなど、必要な支援を行うこと。
(3) 地域連携による協働のきずなづくり	
32 日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和	<p>[日本型直接支払制度共通項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間（現行5年）について、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。 ・人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始（認定）年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。 <p>[個別項目：中山間地域等直接支払制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度について、高齢者が参加しやすいよう多面的機能支払交付金と同様に、返還義務を廃作部分（個人部分）のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること